事業主ハ従業員ヨリ討議ノ上文書ヲ以テ要求スルニ依
先ツ目下ノ経済界不況打開ノ程度ニヨリ職工ノ賃金値下ヲ励
行スル範囲ニテ毎月翌月末日迄ニ精算支払ヲ
励行スルモノトシ但シ職工ノ賃金ニ付テハ大体ニ於テ承服
シタルモ職工側ハ会社一般従業員ト協定スルコトヲ保証シ困難
解決ヲ求メ九月二日ヲ以テ争議ハ終熄セリ。

(四)九龍造船成田金三郎外十三名(一九一九.九.)
所在地 香港九龍造船所附近
職場名 全 二十三名
参加者 全員
争議原因 賃金値下

九月二日事業主ヨリ職工ニ対シ九龍造船所番成田金三郎
ヨリ職工側代表鎌田卯之助ト討議ノ上事業ヲ振興セシメ工賃
千枚ニ付十四円ニ値下ストノ旨通告シタルニ職工側ハ協議
上値下額ヲ五十銭ニ止メラレ度キ旨嘆願シタルモ事業主側
ハ十四円五十銭ニ決定シ(値下額一円)トシタルモ尚職工側ハ
維持方ノ困難ナル旨ヲ以テ値下ヲ十二円五十銭ノ十四円五十銭
ニ値下セラレンコトヲ要求シ九月九日ヨリ
罷業ヲナス

要求、
工賃値下額ヲ五十銭ニ止メラレ度シ。
九月九日ヨリ罷業ノ結果解決セリ、
一、一千枚十四円二十五銭ニ値下ゲスルコト
二、九月十日ヨリ値下ゲヲ実施スルコト、